

教科書の採択に係る基本方針

宮城県教育委員会

教科書は、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として全ての児童生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意義をもつことを踏まえ、下記の方針により、別に定める採択基準等に基づいて教科書の採択にあたるものとする。

記

- 1 教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること。
- 2 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）で示された「目指す姿」等を踏まえるとともに、各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。